

室長コラム

マイナ保険証

地域医療連携室ほたる 室長 三原 一郎

2024年12月2日から現行の健康保険証は発行されなくなり、マイナ保険証へ移行します。マイナ保険証で何が便利になるのか良く分からないという人も少なくないのではと思います。患者さん側のメリットとして、医療機関での受付の迅速化、高額な一時支払いがなくなる、転居・転職による保険証の更新が不要となる、マイナポータルを利用し過去の処方歴、特定検診情報を閲覧できる、医療費控除の確定申告が自動化するなどが挙げられています。

一方、医療側からみた期待としては、マイナ保険証の普及が国の進める医療DXの最初の一步になるということです。医療DXとは、保健・医療・介護において発生する情報やデータを標準化し、国民自身の予防を促進し、より良質な医療やケアが受けられるように、社会や生活の形を変えることです。そのためには、インターネットとは異なる、全国すべての医療機関や薬局が繋がる安全な情報基盤が必要であり、それを全国医療情報プラットフォームと呼び、このネットワークはすでに整備・構築されています。

医療DXが普及することで、救急・災害・医療・介護などで切れ目のない情報共有、健康管理、疾病予防が推進され、患者さんやその家族にとってより安全で質の高い医療や介護の提供につながる事が期待されています。コロナ禍により日本の医療DXの遅れが顕在化しました。マイナ保険証の普及は、本邦における医療DX普及の試金石でもあるのです。

地域医療連携室ほたるのご紹介



当地域では、超高齢社会が急速に進んでいて、在宅医療・介護のニーズが今後ますます高まっていくとみられています。医療と介護の両方が必要となっても、住み慣れた地域や場所で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、医療や介護の関係機関が連携して、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制を構築することが喫緊の課題です。

私たち地域医療連携室ほたるは、その課題をとらえ、地域住民や医療・介護の関係者と地域の目指すべき姿（地域の理想像）を共有し、医療機関と介護事業所等関係者の連携体制構築を推進し、いろいろな職種をつなぎ、支援する立場として存在しています。また、山形県の第8次保健医療計画では「在宅医療に必要な連携を担う拠点」として位置づけられています。

～ほたるスタッフのご紹介～

今年度この3名でスタートしています。
どうぞよろしくお祈りします。



ほたるの活動



- ・ 市民や多職種からの相談窓口
- ・ 地域内の医療・介護資源をマップで提供
- ・ 市民や多職種を対象とした
研修会の開催やイベントの情報提供
- ・ 医療と介護を繋ぐヘルスケア・ソーシャル
ネットワーク「Net4U」の運用支援 など



地域医療連携室 課長
遠藤 貴恵
みんなの出会いを大切に👉



介護支援専門員
鈴木 里永子
思いやりの心を忘れずに👉



事務
石塚 加奈
いつも笑顔で前向きに👉

叔父の体調がすぐれず、往診してくれる医療機関はないか。90歳近くで夫婦二人暮らし。娘さんは障害者施設に入所していて、何かあれば自分が対応している。かかりつけの医院はなく、数年前に受診したきりで今はどこにも通っていない。もともと腰が悪く朝起きて転倒し、それから体調がすぐれない。見に来てほしいと言われたがすぐには行けず、今日行ってきた。医者に行くのを拒否していて、「どうなってもいい、あとダメだから頼んだよ。」と言われ困ってしまった。近くの庁舎に相談したら「ほたる」を紹介され電話した。

ほたるの対応



昔と違い、状況が分からない初診の方へ往診をしてくれる医療機関はあまりない状況です。甥子さんもそれは分かっている様子でした。ほたるの情報から往診・訪問診療をしている医療機関を伝え、直接相談していただくようお勧めしました。それと同時に、高齢者の総合相談窓口である「地域包括支援センター」にこの状況を共有させていただくことに了承をいただき、地区担当の「地域包括支援センター」に電話で情報提供（共有）しました。この方のように医療を受けていない（あるいは中断している）高齢者からの相談は少なくありません。ご自身の病状や健康について何でも相談でき、身近で頼りになる「かかりつけ医」をもつことは地域で生活していく上でとても大切です。また「ほたる」の役割である「(適切なところに) 繋げる」ことを意識して日々の相談に対応しております。

ほたるミニ講座 テーマ：在宅医療

みなさんご自身やご家族に関わる医療や介護・福祉の情報をどのくらいお持ちでしょうか。

このほたるミニ講座では、毎号テーマに添って情報をお届けしていきます。一緒に正しい知識を身につけていきましょう。

初回である今回は「在宅医療」についてです。

◇在宅医療とは

病気や加齢による身体の衰えなどによって医療機関への通院が困難となった場合に、自宅や高齢者向けの施設などの生活の場に医師や看護師などが訪問して、診察や治療、健康管理などを行うこと。

医師による在宅医療には訪問診療と往診があります。

- ・訪問診療：計画的・定期的に、患者さんのご自宅などに医師が訪問し、診療を行います。
- ・往診：急変の際などに、患者さんやご家族からの要請に応じて、不定期に患者さんのご自宅などに医師が訪問し、診療を行います。

かかりつけ医等が自宅等での療養が必要だと判断した時に、下図のような在宅医療のサービスを受けることができます。

また、在宅医療は自宅だけでなく、特別養護老人ホームやグループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅などでも受けることができます。

困ったときのために、前もってかかりつけの医師やケアマネジャーと相談し、色々な選択肢を見つけておくのはいかがでしょうか。



出典：「在宅医療をご存知でしょうか？」リーフレット（厚生労働省）
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000061944.html>

一般社団法人鶴岡地区医師会 地域医療連携室ほたる

〒997-0035 鶴岡市馬場町 1-34

TEL：0235-29-3021

FAX：0235-29-3022

ほたるホームページ <http://www.tsuruoka-hotaru.net/>

ほたる Facebook <https://www.facebook.com/tsuruoka.hotaru>

ホームページ



facebook



ほたる Facebook が新しくなりました



ほたるの活動やホームページの更新情報などをお届けします。フォローをお願いします。

